

平成30年度 第11回 四国中央市農業委員会
総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成30年度第11回農業委員会総会日程表

日時 平成31年2月5日(火) 午後1時30分～

場所 :JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第8 議案第6号 農地台帳登載願について

日程第9 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

日程第10 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(18名)

1番 大西 嘉一郎

2番 石川 有利

3番 星川 安德

4番 横尾 昇

6番 篠原 義尚

7番 鈴木 俊一

8番 武村 美枝子
10番 高橋 博
12番 尾崎 靖雄
14番 高橋 藤信
16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

9番 妻鳥 和美
11番 坂上 宏
13番 鈴木 博美
15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

欠席農業委員(1名)

5番 押条 和司朗

出席農地利用最適化推進委員(24名)

1番 脇 純樹	2番 藤田 紘正
3番 薦田 悦男	4番 森川 雅之
5番 高橋 忠明	6番 合田 慎太郎
7番 宇高 勉	8番 鎌倉 静夫
9番 石村 好典	10番 中泉 敏則
11番 石川 修平	12番 高橋 功
13番 立川 貞美	14番 三好 忠行
15番 河村 一碩	16番 合田 篤夫
17番 鈴木 一郎	19番 加地 照男
20番 渡邊 繁	21番 越智 寧
22番 村上 佳清	23番 近藤 良啓
24番 高橋 祥志	25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

18番 真鍋 義孝

出席した職員

事務局長 曾我部 和司
係長 岡田 昇
係長 石川 考太

次長 大西 唯文
係長 河村 由美子

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 みなさん、こんにちは。暖かくなったり、寒くなったり繰り返しながら春が近づいてきております。今日みたいな晴れた日は農作業にちょうど一番良い時です。そういう中、第11回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。ついこの前、新年のご挨拶をしたところですが、早一ヶ月が済みました。すぐに年度末を迎えます。ある人に言わせますと時間の過ぎるのは、その人の年齢、60歳の方は時速60キロメートル、70歳の方は時速70キロメートルのスピードで時間が過ぎていると言われております。そう言われてみると確かにそうだなと、1年過ぎるのが非常に早いこの頃です。昨年秋に皆さんが調査していただいた資料を基に農地の意向調査を行い、今整理しているわけですが、これを基に農地の貸し手、借り手のマッチングを重ねながら、農地の最適化に向けて進めたいと思っております。各地区ごとに会を設けることになるとは思いますが、その時は農業委員、推進委員の皆さんにご足労いただくことになりまうけれど、よろしく願います。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第11回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、5番 押条和司朗委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の18番 真鍋義孝委員より欠席届けがありましたのでお知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、9番 妻鳥和美委員、8番 武村美枝子委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川考太君。

石川係長 受付番号81番～87番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川考太君。

石川係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。まず受付番号1ですが、譲渡人の〇〇さんが2月3日に亡くなりましたので、取下をお願いします。受付番号2、下柏町の田1筆、関連していますので受付番号3、中之庄町の畑5筆については、譲受人の方が同じで新規就農者ということで去る1月21日に鈴木俊一農業委員、武村農業委員、高橋 功推進委員、曾我部局長、石川でヒアリングを行いました。譲受人の方は46歳の会社役員です。親が経営している会社の役員で午前中に親族に協力してもらいながら従事されるそうです。農地利用計画については、水稻、果樹、野菜を栽培されるそうです。なお、自作地では柑橘の栽培や他人の農地において野菜の栽培経験があります。条件第1号から第7号までについては問題ありません。受付番号4、土居町土居の田2筆については、小作地を所有地にしたいということで小作地開放であります。条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号5、土居町藤原2番耕地の畑2筆については規模拡大ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番号6、土居町天満の田1筆については、規模拡大ということで条件第1号から第7号までにつ

いては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号7、土居町天満の畑2筆については、近隣で耕作便利のためということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜・果樹を栽培されるそうです。受付番号8、土居町天満の田4筆、畑4筆については親から子への贈与ということで条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻、柑橘を栽培されるそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号1番については、譲渡人が死亡ということで取下となります。2番、3番は譲受人が新規就農者ということで、ヒアリングを行いました鈴木俊一委員。

鈴木俊一委員 先日ヒアリングを行いまして、問題は無いと思いますが、小さな機械を買ってでもやるという説明を受けましたので、できるものと判断いたしました。大きな機械を使わないといけない時は農協でやっていただくということで、また柑橘は草の管理は行っているとのことでした。2番、3番については異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 6番、7番異議ありません。

議 長 8番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、
原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可する
ことに決しました。

議 長 日程第4 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請
に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につい
てご説明いたします。受付番号1、下柏町の案件について申請人、○
○○○は個人及び自身が経営する会社所有の賃貸共同住宅に住む
世帯及び来客用の駐車スペースが不足していることから、徒歩3分圏
内にある申請地を駐車場として整備するものです。立地基準、一般基
準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。委員さんの方で、補足説明があれば
よろしくお願ひします。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する

意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてご説明いたします。受付番号1、金生町山田井の案件について、当初計画者、〇〇〇〇株式会社は、倉庫及び土場として許可を受けましたが、進入道路の整備が遅れている中、商品の需要が伸び、新しい工場を建設する計画で、先月申請しました隣接地へ進入するための進入路として一体利用するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号2、妻鳥町の案件について、当初計画者、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、申請地を3区画に分けて分譲地として造成する予定でしたが、一般的な広さの分譲地よりも広い土地を探されている方がおられたことから、1区画減らし2区画として造成成するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号1番

委員 異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。受付番号1、川之江町の案件について、受人は電気工事業を営んでおり、現在の資材置場は従業員の駐車場と兼用しているため、利便性及び安全面を考え、分離することを検討していたことから、駐車場の隣地である申請地を借り受けての受人・渡人合致の資材置場及び車両置場建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号2、金生町下分の案内について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、同地域内において住宅用地を希望するお客様が多いにもかかわらず、提供できる物件を準備することができないことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の分譲宅地造成です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号3、上分町の案件について、受人は現在、妻と5人の子供の7人で借家住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭となったことから、住環境の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号4、妻鳥町の案件について、受人は現在、川之江町で建具工事業を営む会社を経営しておりますが、自宅兼事務所の前面道路の拡幅に伴い一部収用され、建物の取り壊しを余儀なくさ

れることから、自社の事業の多角化を図るため、大型商業施設に近く、工業地域へのアクセスも良く、単身者が居住するのに適している申請地を受人が譲り受け、会社が賃貸共同住宅を建設するための用地を造成して会社に貸す受人・渡人合致の賃貸共同住宅建設用地造成です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号5、妻鳥町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、同地域は製紙及び加工場が多く、遠距離通勤者も多数おられる中、持家志向が強い顧客のニーズに合致した良質低廉な住宅地需要に応えるべく申請地を譲り受けての受人・渡人合致の分譲宅地及び建売住宅建設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号6、中曽根町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、同地域内において住宅用地を希望するお客様が多いにもかかわらず、提供できる物件を準備することができないことから、住環境の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号7、寒川町の案件について、受人は現在、賃貸マンションに居住していますが、子供の成長とともに手狭となったこと、また、妻が朗読教室を行っているため、広い場所が必要であることから、環境の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅及び朗読室建設です。受人、〇〇〇〇・〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号8、土居町上野の案件について、受人は電気工事業を営んでおり、周囲に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号9、土居町蕪崎の案件について、受人は製造業を営んでおり、従業員の交代勤務時に駐車場が混雑し周辺に迷惑をかけているため、工場に近い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の露天駐車場建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 4番、5番異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

妻鳥委員 異議はないのですが、地図では申請地の上側(南側)が1枚の畑になっているのですが、持ち主が2人で2枚持たれています。東側の方がちょうど不動産屋の人と会われてこの水を止めてもらえないかという話になったらしい。ちょうどその時、私が行き合わせて話をしたら、不動産屋の人は新しい場所に排水をするということで、その時はそれで話が終わったのですが、そこは浄化槽をされるらしいのですが、浄化槽を設置するとオーバー水が出てこれを水路に流すのですが、オーバー水はきれいな水だから水路に流してもよいのだと言われたらしい。その下に4軒ほど農家があつて水路を止めて水を農地に流している。きれいな水だといわれても気分的に良い話ではないので、他の地域の場合このような時にはどう対処されているのでしょうか。

局 長 土居地域は合併浄化槽しかないので、土地改良区の許可を得て水路へ流すのですが、特にこれということはないのですが。

高橋藤信委員 土居の改良区としては常時水が流れていない所は許可しておりません。

妻鳥委員 そこは水が流れていないんです。

高橋藤信委員 流れていなければ、土居では許可しません。

局長 土地改良区の判断にまかすしかないと思います。土地改良区の意見書は周りの農地に影響があるかどうかで意見書が出てきますので意見書があるということは土地改良区はそれを認めているということになります。

議長 8番

委員 異議ありません。

議長 9番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第7 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

(石川係長、受付番号1番～5番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 なお受付番号6番から9番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号1番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 受付番号6番から9番までの再設定について質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程8 議案第6号、農地台帳登載願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 議案第6号 農地台帳登載願についてをご説明いたします。今回、12月に送付した非農地通知により所有者から農地として再度登載してほしい旨、申請がありました土地につきまして非農地を取消し、再度農地台帳に登載してよろしいか議決を求めるものです。受付番号1、川之江町の畑1筆について、登載しようとする理由は非農地通知後の確認によります。以下受付番号2、下川町の畑1筆、受付番号3、土居町野田の畑1筆、受付番号4、土居町天満の2筆について、非農地通知後の確認によります。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、農地台帳登載願については、原案のとおり農地台帳に登載することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は農地台帳に登載することに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文。

(大西次長、受付番号1番を議案書により説明。)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

横尾委員 農地は野菜を少々作付けしておりました。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、適格者である証明をすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第7号は、適格者である証明をすることに決しました。

議 長 日程第10、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西唯文君。

(大西次長、受付番号1番～2番を議案書により説明。)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。

議 長 受付番号1番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第11 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてご説明します。受付番号1、個別除外の案件です。申出者〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇は電気設備の設計・施工を行っております。近年、公共事業を中心に業績が好調ですが、事務所に隣接する工場は資材等で倉庫化しているため作業スペースが無く、工場前の敷地の隅のスペースを利用しています。この敷地は従業員及び来客用の駐車場・資材等の積み下ろし場を兼ねているため、作業効率が悪く安全面でも不安視されていたことから、新たに近隣の土地を取得して従業員駐車場及び資材置場等の整備を計画し複数検討しましたが、中型トラック等の出入りが可能で、一団の土地を形成し一体利用が可能な土地として除外申出地以外に利用できる土地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。受付番号2、個別除外の案件です。申出者、〇〇〇〇はテントの製造、加工、販売等を営む有限会社〇〇〇〇〇〇の取締役を務めています。当社は断熱性や耐久性に優れた商品の開発により、業績が好調で従業員を増員しましたが、工場前のスペースは狭小で、中型トラックの進入路及び荷の積み下ろし等の作業スペースを確保すると、中型トラックや従業員及び来客用駐車場のスペースが無くなり、路上駐車することもあり近隣に迷惑をかけることが多々あることから、従業員等のスペースを確保するため、申出者が近隣の土地を取得して造成し会社に貸す計画とし複数検討しましたが、中型トラック等の出入りが可能で

一団の土地を形成し一体利用が可能な土地として除外申出地以外に利用できる土地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑にはいりません。

議長 受付番号1番、質疑はありますか。

委員 1番、2番ともに問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありますか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第11回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:40)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川有利

委 員

翠鳥和美

委 員

武村美枝子